

担当課・関係機関	事業名	到達目標 めざす姿
人権教育・児童生徒課	人権教育推進事業	<p>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <p>・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100% (R3 小：60.4%、中：62.1%、高：62.0%)</p> <p>・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70% (R3 小6：54.7%、中3：50.3%、高3：62.3%)</p>
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	<p>○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <p>・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100% (R2小：95.3%、中：96.3%、高：91.8%)</p> <p>・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% (R2小：68.4%、中：78.7%、高：69.4% R3小：70.6%、中：77.7%、高：81.1%)</p>
	いじめ防止対策等総合推進事業	<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCAサイクルにより検証、改善が進められている。</p> <p>・学校が「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合： 教職員100%、保護者・地域80%以上 (R3 教職員94.4%、保護者・地域87.9%)</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」をPDCAサイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100% (R3 小学校100% 中100% 高98.0% 特支100%)</p>
	生徒指導主事(担当者)会	<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <p>・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合：小・中・高100% (R3 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：94.0%)</p> <p>・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高40%以上 (R3年度末 小学校：53.5%、中学校：54.4%、高等学校：52.0%)</p> <p>・生徒指導の改善につなげるために、PDCAサイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高35%以上 (R3年度末 小学校：28.3%、中学校：34.0%、高等学校：30.0%)</p>
高等学校課	ソーシャルスキルアップ事業	<p>全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。(県オリジナルアンケート 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上) ※令和3年度:3年91.6% 2年85.0% 1年87.5%</p>
小中学校課	道徳教育協働推進プラン	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <p>・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている学校の割合 小学校：3.5以上 (R3：3.4) 中学校：3.5以上 (R3：3.2)</p> <p>・道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進し、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成が図られている学校の割合 小学校：3.5以上 (R3：3.3) 中学校：3.5以上 (R3：3.2)</p> <p>○学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性が向上している。</p> <p>・児童生徒質問紙調査における道徳性に関する項目の肯定的回答の割合 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 小学生100% 中学生100% (小学校：97.8% 中学校：96.5% R3全国学力・学習状況調査)</p> <p>「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 小学生90%以上 中学生90%以上 (小学校：89.4% 中学校：89.2% R3全国学力・学習状況調査)</p> <p>「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 小学生80%以上 中学生80%以上 (小学校：77.9% 中学校：78.8% R3全国学力・学習状況調査)</p>
	組織力向上推進事業	<p>○各小中学校において、チームによる育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <p>・学校種や学校規模に応じたOJTの仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる。 小学校：3.5以上 (R3 3.4) 中学校：3.5以上 (R3 3.2)</p> <p>・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 小学校：3.5以上 (R3 3.4) 中学校：3.5以上 (R3 3.2)</p>
特別支援教育課	小・中学校における切れ目のない支援体制の構築推進	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに100% (R2 小：94.7%、中：89.8% R3 小：90.4% 中：90.3%)</p> <p>・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別的教育支援計画を作成している学校 小学校、中学校ともに100% (R2 小：74.7%、中：57.1% R3 小：82.4%、中：67.4%)</p>
	高等学校における特別支援教育の推進	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が充実し、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校：100% (R2：78.0% R3：86.5%)</p> <p>・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別的教育支援計画を作成している学校：100% (R2：42.1% 8/19校 必要な生徒が在籍している高等学校 R2：19校) (R3：66.7% 10/15校 必要な生徒が在籍している高等学校 R3：15校)</p>

幼保支援課	親育ち支援啓発事業	<p>○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <p>・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100%（R2：48.5%（141園／291園） R3：56.1%（162園／289園））</p>
	親育ち支援保育者スキルアップ事業	<p>○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。</p> <p>・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100%（R2：48.5%（141園／291園） R3：56.1%（162園／289園））</p>
	保幼小連携・接続推進支援事業	<p>○就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <p>・保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率（それぞれ年3回以上実施） 連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2保育所・幼稚園等：49.5%、小学校：55.7% R3保育所・幼稚園等：59.5%、小学校：66.1%） 子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2保育所・幼稚園等：42.6%、小学校：50.6% R3保育所・幼稚園等：40.9%、小学校：58.7%）</p>
	園内研修支援事業	<p>○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した教育・保育実践が広がっている。</p> <p>・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合：100%（R2：74.2% R3：73.7%）</p>
生涯学習課	青少年教育施設振興事業	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <p>・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上（R2：89,734人 R3：110,389人） 県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ</p>
	PTA活動振興事業	<p>○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的なPTA活動が推進されている。</p> <p>・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上（R1：75.4% R3：81.0%（代替研修）） ・PTA・教育行政研修会で学んだことを単位PTAの取組につなげた割合：100%（R1：96.0% R3：82.0%（代替研修））</p>
	地域学校協働活動推進事業	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <p>・地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：R4までに100% （R2：94.1% 小学校171校、中学校100校、義務教育学校2校）（R3：95.7% 小学校172校、中学校96校、義務教育学校2校） ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合：100%（R2：68.3% R3：80.1%）</p>
保健体育課	運動部活動の充実と運営の適正化	<p>○運動部活動に加入している県立学校の全ての生徒が、成長期に必要な適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。</p> <p>○運動部活動指導員を配置することにより、配置された部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。</p> <p>・部活動指導員を配置した部において、部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合 中学校：100% 高等学校：60%以上</p> <p>○各県立学校の全ての部活動において、「人権を踏みにじるような言動や理不尽な決まりごと」などの不適正な事案があった場合は、学校及び部活動内で速やかにその対応策を話し合い実行に移して、早期解決を図る。</p>
心の教育センター	心の教育センター相談支援事業	<p>○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ、不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。</p> <p>・東部・西部相談室、土曜日・日曜日の開所に伴う相談対応率 100% ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会の実施率 100%（R3：95.7%）</p>
教育センター	研修事業等	<p>○各学校において、教職員一人一人が人権教育の重要性を理解している。</p> <p>○学校経営や学級経営及び各教科等の授業実践時に全教職員が共通理解をし、組織的に人権教育を推進している。</p> <p>・各研修における受講者アンケート評価平均（4件法） 「人権感覚の向上や、人権教育の推進につながる内容である」：3.5以上 （R3：基本研修アンケートの評価平均3.5、専門研修のアンケート評価平均3.5）</p>

私学・大学 支援課	私立学校人権教育指導業務 委託事業	○私立学校の教職員が人権に対する知識を深めるとともに人権意識を高め、それを日々の教育活動に活かしている。 ・研修会への各私立学校からの参加率：100%（R3：100%）
	財政上の支援	○各私立学校において、いじめ等にあった生徒が相談しやすい体制が整備されている。 ・スクールカウンセラーの雇用等、教育相談体制の整備に係る補助金の各私立学校の活用率：100%（R3：100%） ○各私立学校において、人権教育推進に取組みやすい（研修等に参加しやすい）環境が整備されている。
	いじめ問題等に係る 学校サポート 専門家チーム派遣事業	学校で対応に苦慮するような事案について、専門家の意見を取り入れながら、速やかな問題の改善・解決につなげる。
人権・男女共同 参画課	人権啓発フェスティバル 開催事業	県民の「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。 ・参加体験型イベントで、思いやりの心を育てる。 ・コンサートやショーを通じて、人権問題に対する理解を深める。 【R3年度実績】特設WEBサイト開設 令和3年11月16日～令和4年2月28日（ユーザー数：5,318人、セッション数：9,085回） 【R4年度目標】じんけんふれあいフェスタ（こころんフェスタ） 令和4年12月4日（来場者：5000人）
	スポーツ組織と連携・協力 した人権啓発活動事業	いじめ等の県民の身近な人権問題に県民が関心を持ち、理解と認識を深めるため、県内のスポーツ組織と連携協力して、広く県民を対象に人権意識の普及高揚を図る。 【R3年度実績】協賛試合 令和3年9月22日 高知ファイティングドッグス（高知球場：来場者195人） 協賛試合 令和3年12月5日 高知ユナイテッドSC（春野総合運動公園：来場者518人） 【R4年度目標】人権野球教室 高知ファイティングドッグス（未定：参加者100人） 対象者：主に小学生 人権サッカー教室 高知ユナイテッドSC（未定：参加者100人） 対象者：主に小学生
	人権啓発研修企業リーダー 養成講座開催事業	企業、団体、県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権尊重の職場づくり・地域社会づくりに資する人材を育成する。 また、研修を通じて企業や団体の人権啓発活動との連携・協力を図っていく。 【R3年度実績】人権啓発ハートフルセミナー 開催計4回（参加者：363人） 【R4年度目標】人権啓発ハートフルセミナー 開催計4回（参加者：400人）
子ども家庭課	児童相談所等による 相談対応	学校等関係機関と連携強化を図りながら、子どもや保護者からの各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。 子ども家庭総合支援拠点設置数：R4 7割の市町村（R3 12市町村） 児童家庭相談部署とSSWとの定期的な情報共有：R4 全市町村（R3 13市町村）
	地域における子どもの 居場所づくり	・R4年度中に新たに15箇所の子どもの食堂を開設する。（R5年度末までに県内120箇所まで拡大する。） ※R3年度新規開設数：8箇所、R3年度未設置数：88箇所 ・支援が必要な子どもたちを適切な支援機関につなげるためのネットワーク構築 R4年度：4市町村 ※R3年度：4市 （子ども食堂のある市町村を対象に、子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくりを促進する。）
高知地方法務局 人権擁護課	いじめの防止、思いやりの 心を育むための事業	【人権教室】 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による学校への影響を懸念して、人権擁護委員から学校に対して積極的に人権教室開催の依頼はできない状況にあるが、学校からの要請があれば、感染防止対策をしながら行うというスタンスで学校等に出向いて実施を行った。 令和4年度は、できる限り多くの幼稚園、小学校・中学校・高校（特別支援学校を含む。）で実施する（NTTドコモとの連携を含む）。 【人権作文コンテスト】 令和3年度は、県内小学校45校1、156編、中学校51校4、298編、高等学校7校871編、特別支援学校1校4編の応募があった。県内小学校45校1、156編、中学校51校4、298編、高等学校7校871編、特別支援学校1校4編の応募があった。 令和4年度についても、できる限り多くの小・中・高校（特別支援学校を含む。）に参加してもらうよう学校訪問等を通じて呼びかけを行う。
	いじめの早期発見及び 被害者の救済事業	【子どもの人権SOSミニレーター】 令和3年度は、県内全ての小・中学校（特別支援学級を含む。）にSOSミニレーター用ラックを配備した。 令和4年度は、高知県内の全て教育支援センターにもSOSミニレーター用ラックを配備し、児童・生徒が必要な時に利用できるように取組を行う。 【子どもの人権110番】 令和3年度は、本年8月下旬から9月上旬にかけて行われた「全国一斉子どもの人権110番強化週間」が実施され、期間中には複数件の相談があった。 令和4年度についても、児童・生徒らに対して「子どもの人権110番」の周知・広報を行い、相談しやすい相談機関として取組みを行っていくことにより、いじめの早期発見につなげる。
高知県警察本部 少年課	非行防止教室	○学校と共働し、学校の実情やニーズに応じた出前授業を行い、規範意識の醸成を図ることにより、児童・生徒のいじめ防止等に対する意識を高める。 ○県内の全ての学校で非行防止教室を実施する。（R3実施率 小学校：68.2%、中学校57.4%、高校54.3%）
	被害少年・加害少年対策	○いじめ相談を受理した場合、内容に応じて、学校等関係機関と連携しながら適切な対処にあたる。 ○関係する児童生徒や保護者の心の安定を図るとともに、日常生活への回復に向けた助言を行う。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	人権教育推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	----------	------	----------------

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。 ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100%（R3 小：60.4%、中：62.1%、高：62.0%） ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70%（R3 小6：54.7%、中3：50.3%、高3：62.3%）
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の人権課題に関する校内研修の取組が定着してきているが、人権課題に関する授業研究の取組の定着には課題がみられる。 ○学校において課題意識の高いいじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校があり、指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、組織的な取組の充実を図る必要がある。
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●組織的・計画的な人権教育の推進 ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルを用いて、年間指導計画や校内研修、人権学習を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力を向上させ、各校の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育主任対象の連絡協議会・研修 ・地区別集合研修の実施（5、6月） ・オンデマンド研修の実施（12月） ・各校の組織的・計画的な取組の推進 ◆人権学習学校支援事業 ・学校の校内研修や市町村主催の研究会等における研修や授業等への支援
	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育研究推進事業（文部科学省及び高知県研究指定校事業） ・小・中・高等学校の人権教育の推進を図るため、基幹となる研究推進校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施し、人権教育を基盤とする学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行う。その成果を県内に普及し、各校の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研究推進校の指定 ・小学校1校、中学校1校、高等学校1校 ・学校支援訪問 アドバイザー：1校あたり2回 指導主事等：1校あたり10回 ・人権教育推進委員会を中心とした校内研究の推進（校内研修や授業研究等の企画・運営、研究のまとめ等） ・研究発表による取組の普及
	<ul style="list-style-type: none"> ●指導資料の活用 ・県民に身近な11の人権課題についての人権教育資料集等（乳幼児教育編・学校教育編・社会教育編）や「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用を図り、各分野の知識や規範意識、危機管理意識、人権感覚等を醸成し、人権教育や情報モラル教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆普及 ・人権教育主任連絡協議会、年次研修、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会、研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施 ・各学校での人権教育・情報モラル教育についての校内研修や授業研究等における資料の活用状況の把握

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援 (2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制 の整備	② いじめの早期発見	
		イ 相談支援体制の整備・充実	
事業 名称	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」という）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を配置して、相談支援体制の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿	<p>○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100%（R2小：95.3%、中：96.3%、高：91.8%） ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% （R2小：68.4%、中：78.7%、高：69.4% R3小：70.6%、中：77.7%、高：81.1%） 		
目標達成に向けた課題	<p>□校内支援会でのSCやSSWの活用が定着し、不登校児童生徒へのSCやSSWによる支援が進んできている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■SCやSSWの専門性の向上をより一層図る必要がある。 ■各学校からのSCやSSWの配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。 		
実施 内容	内 容	予 定（令和4年度）	
	●SC及びSSWの配置 ・全ての公立学校にSCやSSWを配置し、心理や福祉の専門的な支援を受けられる体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆支援力の向上や効果的な活用 ・不登校やヤングケアラー等、厳しい環境にある子どもへの支援充実のため、SC及びSSWの専門性の向上を図るとともに、市町村教育委員会担当者や各学校のコーディネーター等がSCやSSWを効果的に活用できるよう研修等を実施し周知する。また、SSWと市町村児童福祉部署との連携を強化する。 	
	●支援力の向上や効果的な活用 ・不登校やヤングケアラー等、厳しい環境にある子どもへの支援充実のため、SC及びSSWの専門性の向上を図るとともに、市町村教育委員会担当者や各学校のコーディネーター等がSCやSSWを効果的に活用できるよう研修等を実施し周知する。また、SSWと市町村児童福祉部署との連携を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆SC及びSSWを対象とする研修 ・初任者研修、SC等研修講座、SSW研修講座 ◆SC及びSSWの役割の周知徹底 ・事業説明会 ・相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会 ・SSW連絡協議会 ◆SSWと市町村児童福祉部署との定期的な情報交換等の実施 	
●校内支援会の充実・強化 ・各学校で実施する校内支援会でSCやSSWを活用し、専門性に基づいた支援が適切に実施されるよう取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内支援会の実施 ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上を目安に各学校で実施するよう依頼 		

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業 名称	いじめ防止対策等総合推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	----------------	------	----------------

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <p>・学校が『高知家』いじめ予防等プログラム』を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合：教職員 100%、保護者・地域 80%以上 (R3 教職員 94.4%、保護者・地域 87.9%)</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100% (R3 小学校 100% 中 100% 高 98.0% 特支 100%)</p>
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○いじめ防止等の取組において、学校の取組は定着してきたが、保護者や地域と連携した取組は十分とは言えない。</p> <p>○今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や、子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (令和 4 年度)
実施 内容	<p>●『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版の活用</p> <p>・いじめ予防等の取組の推進のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関において活用し、取組の充実を図る。</p>	<p>◆「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版を活用した取組を推進</p> <p>・「高知家」いじめ予防等プログラムの作成及び配付。</p> <p>・プログラムの内容や活用方法の理解のための研修を実施。</p>
	<p>●校内研修の充実のための支援</p> <p>・教職員がいじめに関する正しい認識をもち、対応できるようにするため、校内研修用の資料を提供し、担当教職員の支援を行うなどをして、研修の充実を図る。</p>	<p>◆いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題に関する研修資料の作成</p> <p>・校内研修用資料を高知家まなびぼこ教職員ポータルサイトへ掲載。</p> <p>◆校内研修担当者への支援</p> <p>・学校からの要請に応じて指導主事を派遣し校内研修の充実を図る。</p>
	<p>●スクールロイヤー活用事業</p> <p>・いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、弁護士（スクールロイヤー）が、その専門的知識・経験をもとに学校でいじめ予防教育や法的相談の対応を行う。</p>	<p>◆学校における法的相談への対応</p> <p>・学校の要請に応じてスクールロイヤーの派遣等を行う。</p> <p>◆法令に基づく対応の徹底</p> <p>・学校が実施する研修の講師や支援会の助言者として参加。</p> <p>◆児童生徒に対するいじめ予防教育</p> <p>・児童生徒に対するいじめ予防教育の講師としてスクールロイヤーを派遣。</p>
	<p>●いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の開催</p> <p>・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。</p>	<p>◆いじめ問題対策連絡協議会</p> <p>・いじめ防止等に向けた総合的な施策及び関係機関・団体等の連携推進について協議する。</p> <p>・連絡協議会（2回）</p> <p>・幹事会</p> <p>◆いじめ問題調査委員会</p> <p>・県教育委員会の諮問に応じ、調査審議する（適宜）</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業 名称	生徒指導主事(担当者)会	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	--------------	------	----------------

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対症的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合：小・中・高 100% (R3 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：94.0%) ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 40%以上 (R3 年度末 小学校：53.5%、中学校：54.4%、高等学校：52.0%) ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 35%以上 (R3 年度末 小学校：28.3%、中学校：34.0%、高等学校：30.0%)
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や対応が、十分に組織的に行われていない学校があるため、校務支援システムの活用や生徒指導主事(担当者)と不登校担当教員(担当者)が連携した取り組みの充実が必要である。</p> <p>○小中、高等学校を見通した児童生徒の育成の視点が弱く、開発的・予防的な生徒指導の取組の浸透が必要である。また、個別支援でも効果的な支援方法等が十分に引き継がれていないなど、生徒指導の視点で、高等学校を含めて校種間連携を充実する必要がある。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	○組織的な生徒指導の推進 ・組織的な生徒指導の取組状況や課題を確認するための協議、先進校の事例紹介等に関する研修を通して、生徒指導主事(担当者)の実践力・マネジメント力の向上を図り、県内各学校において組織的な生徒指導を推進する。	◇生徒指導主事会(担当者会) ・5月、公立小・中学校オンライン研修 ・5月、公立私学高等学校・特別支援学校集合研修 ・組織的な生徒指導力の向上等に関する研修
	○校種間で連携した生徒指導の推進 ・PDCA サイクルに基づく各学校(中学校区)における生徒指導の充実を図るとともに、小・中学校、高等学校で情報共有し、生徒指導における校種間連携を充実させる。	◇小中学校・高等学校地区別生徒指導主事(担当者)会 ・公立小・中学校・高等学校・特別支援学校 10月、県内小中学校、高等学校を4地区に分けて実施 ・校種間の情報共有や連携した取組等について研修
	○不登校に対する対応・支援の強化 ・不登校についての認識や対応に関する研修を各学校で実施するとともに、不登校担当教員(者)と連携した組織的な支援体制の強化を図る。	◇校種別・地区別生徒指導主事会での周知(年2回) ・県内全ての学校での「いじめ予防等プログラム」等を活用した校内研修の実施 ・校務支援システムを活用した早期の情報共有 ・不登校担当教員(者)を中心とした支援体制の確立 ・SC、SSWの校内支援会への確実な参加
	○開発的・予防的な生徒指導の取組の充実 ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校の研究成果普及を図るとともに、年間2回の研修会を活用して、各校の取組の充実を図る。	◇校種別・地区別生徒指導主事会を通じた取組の推進(年2回) ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校の実践発表や「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」等を活用した取組のポイント等の周知 ・両研修会を通じた実践の振り返りと改善

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	ソーシャルスキルアップ事業	担当課室	高等学校課
----------	---------------	------	-------

概要	<p>社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。</p> <p>(県オリジナルアンケート 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上)</p> <p>※ 令和3年度：3年 91.6% 2年 85.0% 1年 87.5%</p>
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> □ 「学習記録ノート」については、定期的に教員が確認することで、生徒とのコミュニケーションツールともなっており、生徒の変化の早期発見や生徒理解につながっている。 □ 「仲間づくり合宿」については、新型コロナウイルス感染症対策として、各校が内容を変更しながらも目的を達成することができた。 ■ 「学習記録ノート」の活用には個人差があり、より効果的な活用に向けて、好事例等を県全体で共有する必要がある。
--------------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仲間づくり合宿等の体験活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> □ 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした仲間づくり合宿等の体験活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 「仲間づくり合宿」等の体験活動を18校で実施し、高校生活への早期適応を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学習記録ノート（キャリアノート）の活用 <ul style="list-style-type: none"> □ 生徒が日々の学習や活動（予定も含む）を記録することにより、自己管理能力を育成するとともに、振り返りを通じて自己評価を行うことで自己理解を深める。 □ 教員と生徒間のコミュニケーションツールの一つとして、生徒の成長や変容を把握し、生徒理解を深め、適切な支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学習記録ノートについては、23校25課程での活用を予定している。 □ 生徒が学習や生活の見通しをたてたり、将来の生き方を考えたりする際に活用する、「キャリア・パスポート」と「学習記録ノート」を組み合わせたより効果的な活用方法を検討する必要がある。 □ キャリア・パスポートについては、連絡協議会において各校の取組状況等についての情報共有を図る。(10月)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校経営計画による目標の共有、進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> □ 学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校経営計画（補助シート）の提出・確認 <ul style="list-style-type: none"> □ 学校経営計画の提出（目標値等の記載） 各学校 → 県教育委員会（6月） □ 学校経営計画の提出（当年度の状況を記載） 各学校 → 県教育委員会（3月） ※ 各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	道徳教育協働推進プラン	担当課室	小中学校課
----------	-------------	------	-------

概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている学校の割合 小学校：3.5以上 (R3：3.4) 中学校：3.5以上 (R3：3.2) ・道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進し、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成が図られている学校の割合 小学校：3.5以上 (R3：3.3) 中学校：3.5以上 (R3：3.2) <p>○学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒質問紙調査における道徳性に関する項目の肯定的回答の割合 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 100% 中学生 100% (小学校：97.8% 中学校：96.5% R3全国学力・学習状況調査) 「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 小学生 90%以上 中学生 90%以上 (小学校：89.4% 中学校：89.2% R3全国学力・学習状況調査) 「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 80%以上 中学生 80%以上 (小学校：77.9% 中学校：78.8% R3全国学力・学習状況調査)
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○指導と評価を一体化させた「考え、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。</p> <p>○「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用した、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実については、地域差がある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<p>●「考え、議論する道徳」の授業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「考え、議論する道徳」の指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及することで県内小中学校の授業の質的転換を図る。 	<p>◆道徳科授業づくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点校（県内5校） ・教材研究会と授業研究会を1セットとし、各校2セット（計20回）を実施
	<p>●地域ぐるみの道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育パワーアップ研究協議会を実施し、講話や協議等を通して、地域ぐるみの道徳教育の在り方についての理解を深め、本県の道徳教育の一層の充実を図る。 ・PTA研修会やコミュニティ・スクール推進事業などともタイアップし、学校と家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」を展開し、児童生徒の道徳性の向上を図る。 	<p>◆道徳教育パワーアップ研究協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回開催（8月地区別開催、10月） ・テーマ「わが町・わが校の地域ぐるみの道徳教育」について ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・4月上旬：小学1年生への配付 ◆指導事務担当者会で、各市町村の道徳教育の取組について進捗確認 ◆PTA研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取り組みへの支援	①いじめ防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業 名称	組織力向上推進事業	担当課室	小中学校課
----------	-----------	------	-------

概要	学校経営計画に「生徒指導の充実・いじめ防止・不登校対応の予防と支援」に関する項目を位置付け、小学校教科担任制や中学校の「教科のタテ持ち」の仕組みによって、組織的な人材育成及び授業改善や生徒指導等の体制づくりについて研究を推進することで、日常的な OJT の活性化や生徒指導上の諸問題の未然防止及び初期対応を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校種や学校規模に応じた OJT の仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる。 <p>小学校：3.5 以上 (R3 3.4) 中学校：3.5 以上 (R3 3.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 <p>小学校：3.5 以上 (R3 3.4) 中学校：3.5 以上 (R3 3.2)</p>
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○学校経営計画に基づく取組について、校内での共通理解が十分ではなく、PDCA サイクルによる検証分析を確実に実施することには学校間差がある。</p> <p>○中学校「教科のタテの持ち」の仕組みによる、組織的な課題解決の体制は定着したが、授業の質の向上に関しては、学校間差や教科間差が見られる。また、小中連携した取組については、十分ではない学校が多い。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	<p>○学校経営計画の作成</p> <p>全教職員が参画して学校経営計画を策定し、目標の達成に向かって確実に PDCA サイクルを回し、各学校において、学校経営計画に基づく取組が着実に実行されるよう、年間を通して進捗状況を確認し、必要な支援を行う。</p>	<p>◇学校支援訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教科担任制・組織力向上推進アドバイザーによる訪問指導 ・「ライン機能の強化」「組織的な授業改善」に関する指導・助言。「高知家」いじめ予防等プログラムの活用を促す。
	<p>○義務教育9年間を見通した指導体制の推進</p> <p>中学校組織力向上推進事業（教科のタテ持ち）及び小学校教科担任制の導入により、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高める「チーム学校」の構築を図る。</p>	<p>◇学校支援訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事及び組織力向上エキスパート、小学校教科担任制・組織力向上推進アドバイザーによる訪問指導 ・各教育事務所の指導主事と連携を図り、9年間の指導体制の推進を図るための指導助言を行う。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業 名称	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	担当課室	特別支援教育課
----------	-------------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R2 小: 94.7%、中: 89.8% R3 小: 90.4% 中: 90.3%) ・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校 小学校、中学校ともに 100% (R2 小: 74.7%、中: 57.1% R3 小: 82.4%、中: 67.4%)
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	■ 特別支援教育の推進の中核となる特別支援教育学校コーディネーターや特別支援学級担当教員等の専門性の向上が必要である。
--------------------	---

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の充実や教職員の実践力向上のために、特別支援教育地域コーディネーターや特別支援学校教員、外部専門家等が各小・中学校を訪問し、校内支援体制や指導・支援の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別支援教育地域コーディネーターによる訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> ※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事 ・校内支援会の実施 ◆ 医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家の巡回相談
	<ul style="list-style-type: none"> ● 通級による指導担当教員間のネットワーク構築及び専門性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導担当教員の専門性の向上のために連絡協議会を開催し、ネットワークの構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通級による指導担当教員連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導実施にあたっての課題の共有、解決に向けた協議 (年間2回実施予定)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 切れ目ない支援の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の共有等、家庭や福祉と連携した切れ目ない支援の取組推進のために、理解啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育と家庭や福祉との連携推進に関する理解啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・教員向けリーフレットの配付 ◆ シート等を活用した引継ぎの実施の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村へ保護者向けリーフレットの配付 ◆ 特別支援連携協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信による情報共有 ◆ 特別支援教育に関する理解啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに基づく学級経営について、オンデマンド研修動画配信

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業 名称	高等学校における特別支援教育の推進	担当課室	特別支援教育課
----------	-------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が充実し、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校：100%（R2：78.0% R3：86.5%） ・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校：100% （R2：42.1% 8 / 19校 必要な生徒が在籍している高等学校 R2：19校） （R3：66.7% 10 / 15校 必要な生徒が在籍している高等学校 R3：15校）
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	■小中学校の特別支援学級在籍児童生徒が増加している一方、高等学校で通級による指導を受けることができない学校が少ないため、特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導・支援が十分できる状況でない。
--------------------	---

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実を図るため、通級による指導の場を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校における通級による指導の場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導を実施拠点校から、巡回指導方式による通級による指導を試行する。 (拠点校2校から巡回指導2校へ)
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校における通級による指導内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導内容の充実のために、指導担当教員の専門性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・年間3回実施予定 ◆遠隔教育システムを活用した教職大学院教員による相談室の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・教職大学院教員による生徒の実態把握や効果的な指導方法に関する助言 ◆指導主事等による通級による指導実施校への訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・実施校における指導内容に関する情報収集
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校における特別支援教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における特別支援教育の推進のために、収集した通級による指導の実践事例の成果等を周知するとともに、特別支援教育についての理解啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校における通級による指導研究大会（7月） ◆公立高等学校特別支援学校コーディネーター・高等学校生徒支援コーディネーター研修（年間2回） ◆発達障害に関する理解啓発や指導・支援のための研修動画配信

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援啓発事業	担当課室	幼保支援課
----------	-----------	------	-------

概要	保護者の子育て力、保育者の親育ち支援力の向上に向け、保護者を対象とした良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話やワークショップを行うとともに、保育者を対象とした保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などに関する事例研修等を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141 園/291 園) R3：56.1% (162 園/289 園))
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者が組織的・計画的に保護者支援を行うためには、研修計画に基づいた取組が行われる必要があるが、支援の必要な家庭や子どもへの個別対応による多忙感、書類作成の負担感が先行し、計画作成が十分に進んでいない。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。
--------------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●保育者研修の実施 ・保育者の親育ち支援力の向上のため、保育者を対象とした親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める研修を支援する。 ・計画作成の意義や効率的な作成方法について個別の園訪問を通じて助言する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育者研修の実施への支援 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 内容：事例研修や講話、保護者の保育者体験の啓発など ・市町村単位の合同研修への支援 ・園訪問を通じて研修計画作成への支援
	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者研修の実施 ・保護者の子育て力の向上のため、保育所・幼稚園等において講話やワークショップなどを行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。 ・研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者等のために、保育者による子育てに役立つ解説動画を作成・配信し、より幅広く啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者研修の実施への支援 ・園のニーズや課題に応じた講話やワークショップ ・就学時健診等の機会を活用した講話 ・保護者会、PTA を対象とした研修 (いじめ予防等プログラムの周知) ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ◆解説動画の作成・配信

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援保育者スキルアップ事業	担当課室	幼保支援課
----------	------------------	------	-------

概要	各園において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者等のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141園/291園) R3：56.1% (162園/289園))
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について理解を深め、中心となって取り組む必要がある。 ○園数の少ない地域等においては、地域のネットワーク化を図りさまざまな保護者の実態に合わせた支援方法を近隣の市町村の取組から習得できるようにする必要がある。 ○研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が計画的に実施されていない園があることから、親育ち支援研修計画の作成方法などの周知を行っていく必要がある。
--------------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	●親育ち支援講座の実施 ・親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者（親育ち支援担当者）の親育ち支援力の向上を図る。	◆親育ち支援講座 ・一般研修：年1回（7月） ・キャリアアップ研修：年1回（9月）
	●親育ち支援担当者研修会の実施 ・親育ち支援担当者が役割を自覚し、研修計画作成の意図や方法について理解を深める研修を行い、各園の親育ち支援実践力の向上を図る。	◆親育ち支援担当者研修会 ・親育ち支援担当者の役割等についての講義・演習「ネットワークを広げよう！親育ち支援担当の在り方」 ・3地域で実施：年各2回 ◆各園の親育ち支援の取組状況調査の実施（7月）
	●親育ち支援地域別連絡会の実施 ・親育ち支援地域リーダーが地域の親育ち支援の課題に向けた取組の検討や実践交流を行い、親育ち支援の充実につなげる。	◆親育ち支援地域別連絡会 ・市町村での親育ち支援推進に向けた取組の協議 ・親育ち支援交流会の計画・実施について協議 ・6地域で実施：年3回以上
	●親育ち支援地域別交流会の実施 ・各園の親育ち支援担当者が近隣市町村の園とのネットワークをつくり、地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実につなげる。	◆親育ち支援地域別交流会 ・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修 ・6地域で実施：年1回以上
	●親育ち支援地域リーダー研修会の実施 ・親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネーター力の向上を図り、各園や地域における親育ち支援の内容の充実につなげる。	◆親育ち支援地域リーダー研修会 ・6地域のリーダーを対象とした研修 ・年1回（1月）

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	保幼小連携・接続推進支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------------	------	-------

概要	各園で育まれた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用し、各園・各小学校における接続期のカリキュラムの作成・実践・改善を支援する。あわせて、モデル地域における保幼小連携・接続の取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○就学前教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率（それぞれ年3回以上実施） 連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2 保育所・幼稚園等：49.5%、小学校：55.7% R3 保育所・幼稚園等：59.5%、小学校：66.1%） 子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2 保育所・幼稚園等：42.6%、小学校：50.6% R3 保育所・幼稚園等：40.9%、小学校：58.7%）
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○園・小学校双方が、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、接続期の子どもへの理解を深める必要がある。</p> <p>○複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較規模の大きい地域における課題を踏まえた接続期のカリキュラム作成等への支援が必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用した各地域の取組支援 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などを踏まえた接続期の子どもへの理解を深め、実態に応じた接続期のカリキュラムの作成や交流会などが行われるための、保幼小連携アドバイザー等の訪問支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職等への理解の促進 ・接続期カリキュラムの理解・作成に向けた講話や演習の実施 ◆研修による理解の促進 ・管理職研修（園長・校長）等での保幼小連携・接続の理解と啓発のための講義を継続実施 ・保幼小連携アドバイザー等による連絡会や交流会等への訪問支援 ◆保幼小連携・接続プロジェクトチームによる、各地域のカリキュラムの作成や連絡会・交流会等の進捗管理 ・プロジェクトチーム会：年4回
	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地域における「保幼小の架け橋プログラム」における「架け橋期のカリキュラム」の開発支援 ・文部科学省の「保幼小架け橋プログラム事業」を受け、複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較規模の大きい地域のモデルとなる取組を市と連携して支援 ※架け橋期：5歳児～小学1年生の2年間（文部科学省による定義） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域におけるカリキュラム開発委員会の実施 ・カリキュラム開発委員会の実施：年4回程度 ・公開保育や研究授業、交流会等の実施を通じた「架け橋期のカリキュラム」の検討・開発（通年）

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	園内研修支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------	------	-------

概要	県内のどこにおいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の周知を図りながら、各園が行う園内研修の取組を支援する。
----	--

到達 目標 めざす姿	○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した教育・保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合 ：100% (R2：74.2% R3：73.7%)
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知していく必要がある。
--------------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●園内研修の充実 ・組織的・計画的な研修体制を確立し、園内研修のさらなる質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザー、幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知・実施 内容例 保育を見合っでの研修、指導計画の充実、乳幼児保育のDVD視聴 等 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣：130回程度（通年） 各園の研究テーマや課題に基づいた研修支援 ガイドラインを活用した研修支援
	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック別研修の充実 ・ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、「ブロック別研修会」を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ブロック別研修支援 ・年間を通じた組織的な園内研修の実施に向けた研修支援：130回程度（通年） ・ブロック別研修会の開催：県内13ブロック13園 ・ブロック交流会の実施（2月） 実践発表、園内研修実施の啓発、 園内研修実施園（26園）の情報交流

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	

事業 名称	青少年教育施設振興事業	担当課室	生涯学習課
----------	-------------	------	-------

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上 （R2：89,734人 R3：110,389人） <p>県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	○コロナ禍において、青少年教育施設の強みを生かした複数団体の交流や宿泊を伴う事業の実施は難しい状況であるが、感染症対策を徹底し各事業の実施効果を最大限に発揮できるよう、事業内容や受入方法などを随時見直ししながら、実施していく必要がある。
------------	--

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●魅力的な体験プログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主催事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた主催事業の実施 ・アンケート結果を踏まえた既存事業の見直しや新規事業の開発
	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆様々な媒体による年間を通じた広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校や市町村教育委員会等への施設パンフレット、事業チラシ等の配付 ・ホームページやSNSを活用した情報発信 ・校長会での事業説明 ◆プロスポーツキャンプとの連携（青少年センター） <ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツキャンプと連携した企画の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中1学級づくり合宿事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校との事前調整 ・事業の実施（4～6月）
	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校児童・生徒等の自立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆不登校対策事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「どきどき探検隊」の実施（青少年センター） 実施回数：年間5回程度 ・「わくわくチャレンジ体験」の実施（幡多青少年の家） 実施回数：年間6回程度

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組 の推進	

事業 名称	P T A 活動振興事業	担当課室	生涯学習課
----------	--------------	------	-------

概要	学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において PTA の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTA の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高 PTA の連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA 活動を支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿	○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。 ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 (R1：75.4% R3：81.0% (代替研修)) ・PTA・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合：100% (R1：96.0% R3：82.0% (代替研修))
------------------	---

目標達成に向けた課題	○参加者が興味・関心を持ち、家庭・学校・地域の課題に合った研修内容の検討が必要である。
------------	---

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	●PTA・教育行政研修会 ・県内7地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマをPTAや県・市町村教育関係者が意見交換し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。	◆PTA・教育行政研修会の開催 ・毎年度県内7地区で順次開催 R4の開催予定 安芸地区 (5月) 香美・香南地区 (7月) 土長南国地区 (8月) 吾川地区 (7月) 高岡地区 (7月) 幡多地区 (6月) 高知地区 (未定) ・「高知家いじめ予防等プログラム」によるいじめの理解と未然防止について、周知・情報発信 ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的な生活習慣の確立や良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報発信 ・環境に係るチェックシートの活用等による家庭生活における環境教育の実践促進
	●各教育事務所との検討会 ・参加者のアンケートを基に次年度の研修内容を検討し、PTA・教育行政研修会の充実を図る。	◆各教育事務所と次年度の各地区 PTA・教育行政研修会について検討会の開催(12～1月) ・アンケートに基づいた改善点の分析(12月) ・県小中学校 PTA 連合会の役員と次年度のテーマに向けた協議(1月)
	●高知県小中学校 PTA 連合会との教育研修会 ・保護者からの声を直接聞くことにより学校、家庭、教育行政の連携強化を図る。	◆高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会事務局の教育研修会の開催(2月) ・環境教育に係る内容をテーマに取り入れ、家庭・地域での取組を促進

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組 の推進	

事業 名称	地域学校協働活動推進事業	担当課室	生涯学習課
----------	--------------	------	-------

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：R4 までに 100% （R2：94.1% 小学校 171 校、中学校 100 校、義務教育学校 2 校） （R3：95.7% 小学校 172 校、中学校 96 校、義務教育学校 2 校） ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合：100%（R2：68.3% R3：80.1%）
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの確保・育成及びコーディネート機能の強化などが求められる。</p> <p>○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
------------	---

	内 容	予 定（令和4年度）
実施 内容	<p>●地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域との一層の連携・協働やコミュニティ・スクールとの一体的な推進に向け、市町村や学校、地域の方などに地域学校協働本部の意義や取組等について、周知・啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 <ul style="list-style-type: none"> ・4名配置（3教育事務所と高知市に各1名） ・訪問活動等による市町村や学校への助言 ・PTAや社会福祉協議会等関係機関との連携体制強化 ・市町村ヒアリングを通じた各市町村の状況把握及び支援 ◆「事業状況調査票」を活用した進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：全公立小・中学校 ◆高知県地域学校協働活動研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールとの一体的な推進に向けた内容を含め、事業の必要性等について理解を深めるとともに、身近な地域での実践事例等を共有 ・全体会：年1回 ・ブロック別（東・中・西部）：各年1回 ◆地域コーディネーター研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・東・中・西部：各年2回 ◆「地域学校協働活動事例集」の作成配付 <ul style="list-style-type: none"> ・事例集を作成し各本部等へ配付
	<p>●厳しい環境にある子どもたちの見守り体制の強化に向けた「高知県版地域学校協働本部」への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の取組を、下記要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」へと発展を図る。 <p>※「高知県版地域学校協働本部」の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①充実した地域学校協働活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生・児童委員との連携促進 <ul style="list-style-type: none"> ・参画要請と学校訪問等による参画状況の確認 ◆市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県版地域学校協働本部認定校の取組等を参考とした各地域や学校での主体的な取組展開 ・取組状況調査の実施（7、8月） ◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県全体の設置計画における当該年度実施校に重点を置いた訪問活動等による市町村や学校への助言等個別支援

いじめ防止 基本方針	(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制整備	

事業 名称	運動部活動の充実と運営の適正化	担当課室	保健体育課
----------	-----------------	------	-------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。 ○各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。 ○各県立学校の部活動において、「部員間での人権を踏みにじるような言動や理不尽（不条理）な決まりごと等」の有無を調査し、明らかになった事案について、解決に向けた手立てを講じる。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○運動部活動に参加している県立学校の全ての生徒が、成長期に必要な適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。 ○運動部活動指導員を配置することにより、配置された部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。 ・部活動指導員を配置した部において、部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合 中学校：100% 高等学校：60%以上 ○各県立学校の全ての部活動において、上記概要に該当する事案がなくなる。該当する事案があった場合は、学校及び部活動内で速やかにその対応策を話し合い実行に移して、早期解決を図る。
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○1週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが、全国平均を上回っていること。 中学校：男子 687.8分（全国 657.8分） 女子 689.8分（全国 645.9分）【R3年度】 ○教員の大会引率に係る長時間勤務や運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保。 ○「人権を踏みにじるような言動や理不尽な決まりごと」は、顧問やその他の教職員の目が届かないところで行われていると考えられるため、学校生活の様子だけでは、気づいたり発見したりすることは困難であること。 ○生徒への顧問の関わり方において、教員自身が正しい人権感覚のもと、風通しのよい部活動が行えるような創意工夫が必要であること。
------------	---

	内 容	予 定（令和4年度）
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●部活動の適正化に関する調査の実施 ・県立学校で年間を見通して適切な練習時間・休養日等が設定されているか、毎月の計画に沿った活動がなされているかを実績により確認し、徹底していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆調査の実施 ・各県立学校からの報告 中間確認：10月上旬に活動状況 最終確認：翌4月初旬に1年間の活動実績
	<ul style="list-style-type: none"> ●運動部活動指導員の配置 ・県立中学校、高等学校への運動部活動指導員の配置 ・市町村立中学校への運動部活動指導員を配置するために必要な経費の補助 ・運動部活動指導員の資質向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動部活動指導員の配置 ・R4：96名（6月時点） ・スポーツ課の高知県スポーツ指導者バンクの活用 ◆研修の実施 ・年間2回
	<ul style="list-style-type: none"> ●部活動に関するアンケート調査の実施 ・各県立学校に協力を依頼する。 ●アンケート調査の結果を集計 ・報告事案があった場合は一定期間を設け、当該校における経過について報告書の提出又はヒアリングを実施し実態把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年度に一度、定例的に実施する。 ◆情報提供 ・集計後、当該行為等が重大事案に該当すると考えられる場合は、人権教育・児童生徒課及び高等学校課へ情報を提供する。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	心の教育センター相談支援事業	担当課室	高知県心の教育 センター
----------	----------------	------	-----------------

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など、子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。東部相談室・西部相談室を定期的に開設するとともに、心の教育センターにおいて土曜日・日曜日の開所を行うことで、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。また、市町村教育支援センターを訪問し情報交換や支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ、不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部・西部相談室、土曜日・日曜日の開所に伴う相談対応率 100% ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会の実施率 100% (R3 : 95.7%)
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○東部・西部相談室及び土曜日・日曜日の開所を継続するとともに、相談室の活用について啓発するため、継続して広報活動に取り組む必要がある。</p> <p>○教育支援センター訪問について、年2回程度（対面が難しい場合はオンラインを活用）を予定していたが、訪問時期や回数、方法について、より柔軟な対応を検討するとともに、教育支援センター連絡協議会やブロック別研修会の場で、互いの実践を共有できる場を設定し、相談支援体制のさらなる強化を図る必要がある。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	<p>●心の教育センター相談活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談、Eメール相談、24時間電話相談、出張教育相談、こうち高校生LINE相談の実施 ・東部・西部相談室及び土曜日・日曜日の定期的な開所の実施 	<p>◆心の教育センター相談活動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC6名、SSW1名、相談支援員3名、指導主事5名 (R4配置状況) ・東部（木曜）、西部（火曜）をそれぞれ週1回開室し、心の教育センターから担当SCを1名ずつ派遣 ・第1・3土曜日、毎週日曜日、心の教育センターを開所（第5日曜日、休日・祝日・年末年始を除く）
	<p>●学校の支援体制の充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援会サポート事業を実施し、指定校に対し定期的な学校訪問を行いながら、組織的な支援体制の構築について支援を行う。 ・各校の支援体制の充実に向け、指導主事及びSC等による訪問支援を実施する。 	<p>◆校内支援会サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校6校（小学校5校、中学校1校） ・指導主事及びSC等による訪問支援を年4回程度実施 <p>◆依頼のあった学校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援会等への助言依頼、組織的な支援にかかる校内研修の講師依頼などに対し、指導主事、SC等による訪問支援を実施 <p>◆ケースや学校体制に応じて、いじめ予防等プログラム及びその追補版についての周知を図る。</p>
	<p>●教育支援センター相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事及びSC等が教育支援センターを訪問し、支援会を実施し助言、支援を行う。 ・ブロック別研修会において、ニーズに応じた実践提供を行い、支援体制構築の推進を図る。 	<p>◆教育支援センター訪問支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回を予定 ・指導主事及びSC等で訪問 <p>◆教育支援センター連絡協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回（2回目はブロック別研修会、4地区）

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ウ教職員の資質能力の向上 (集合研修の充実)

事業 名称	研修事業等	担当課室	教育センター
----------	-------	------	--------

概要	教育センター主催の各校種等に義務付けられた研修や任意に受講する研修において、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習を実施し、教職員の認識を深め、指導力の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員一人一人が人権教育の重要性を理解している。</p> <p>○学校経営や学級経営及び各教科等の授業実践時に全教職員が共通理解をし、組織的に人権教育を推進している。</p> <p>・各研修における受講者アンケート評価平均 (4 件法)</p> <p>「人権感覚の向上や、人権教育の推進につながる内容である」: 3.5 以上</p> <p>(R 3 : 基本研修アンケートの評価平均 3.5、専門研修のアンケート評価平均 3.5)</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	○各学校等の実態に応じた人権教育実践が行われているが、人権教育推進体制等については、温度差もある。
------------	---

	内 容	予 定 (令和 4 年度)
実施 内容	○各校種の教職員に義務づけられた基本研修のなかで、人権感覚を高め、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営、教科経営等が実施できるような人権教育に関する研修を実施する。	<p>◇臨時的任用教員研修 (年間 2 日程度)</p> <p>◇初任者研修、新規採用養護教諭・栄養教諭・実習助手研修 (各研修年間 1 日程度)</p> <p>◇中堅教諭等資質向上研修 (年間 1~3 日程度)</p> <p>◇管理職等育成プログラム (年間 1 日程度)</p> <p>(「高知家」いじめ予防等プログラムの周知を含む)</p> <p>◇幼保研修 基礎研修 (各年次研修の合計 : 年間 5 日程度)</p>
	○任意に受講する専門研修において、教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育における実践的指導力向上を図る研修を実施する。	<p>◇人権教育セミナー (年間 3 日)</p> <p>◇人権教育実践スキルアップ講座 (年間 1 日)</p>

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		①人権教育の推進

事業 名称	私立学校人権教育指導業務委託事業	担当課室	私学・大学支援課
----------	------------------	------	----------

概要	私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を(公財)高知県人権啓発センターに委託する。
----	--

到達 目標 めざす姿	○私立学校の教職員が人権に対する知識を深めるとともに人権意識を高め、それを日々の教育活動に活かしている。 ・研修会への各私立学校からの参加率：100% (R3：100%)
------------------	--

目標達成に向けた課題	学校のニーズに合った研修を企画し、多くの私立学校教員に研修会に参加してもらえるよう促す。
------------	--

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	●学校訪問による助言・指導 ・私立学校における人権諸課題の解決を図るため、学校訪問により各学校への助言、指導等を行う。	◆定期訪問 : 1校当たり年4回×11校=44回 ◆要請による訪問：随時
	●研修会(県主催)の実施 ・私立学校の教員の人権意識や資質の向上を図り、各学校での取り組みにつなげるため、管理職員や一般職員、人権教育主任等を対象とした県主催の研修会を開催する。	◆研修会(県主催)を実施(年3回) ・5/27 管理職研修 ・8/4 人権教育基礎研修 ・10/13 人権教育主任等研修
	●「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」に対する支援 ・各学校の教員で構成し、人権教育の推進を目的として設立された「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」に対する助言・指導や、協議会主催の研修会の実施を支援し、協議会の自主的かつ積極的な運営を図る。	◆研修会(協議会主催)を実施(年5回) ・5/27 第1回研修会 ・8/18 第2回研修会、新任用研修会 ・11/17 第3回研修会(公開授業) ・3/3 第4回研修会 ◆事務局通信「きずな」の発行(年2回) ◆事務局会の開催(年5回) ◆各校の人権教育年間計画・実践報告集の作成、配布

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		②いじめの防止等の取組の推進

事業 名称	財政上の支援	担当課室	私学・大学支援課
----------	--------	------	----------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校教育改革推進事業費補助金」により私立学校におけるいじめ等を未然に防止する取組（スクールカウンセラー等の活用等）を支援 ・「私立学校運営費補助金」により私立学校における人権教育推進に係る経費に対し優先的に配分
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○各私立学校において、いじめ等にあった生徒が相談しやすい体制が整備されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの雇用等、教育相談体制の整備に係る補助金の各私立学校の活用率：100%（R3：100%） ○各私立学校において、人権教育推進に取組みやすい（研修等に参加しやすい）環境が整備されている。
------------------	---

目標達成に向けた課題	補助制度の説明、周知を行い、積極的な活用を促す。
------------	--------------------------

	内 容	予 定（令和4年度）
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●私立学校教育改革推進費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の整備（スクールカウンセラーの雇用等）に係る経費を補助 ●私立学校運営費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進に係る経費を優先的に配分 	◆各学校からの申請に基づき交付

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		②いじめの防止等の取組の推進

事業 名称	いじめ問題等に係る学校サポート専門家チーム派遣事業	担当課室	私学・大学支援課
----------	---------------------------	------	----------

概要	いじめ問題等において私立学校が対応に苦慮することが予想される事案等に対して、私学・大学支援課に「学校サポート専門家チーム」を設置し、学校の要請に応じて、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	学校で対応に苦慮するような事案について、専門家の意見を取り入れながら、速やかな問題の改善・解決につなげる。
------------------	---

目標達成に向けた課題	学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い周知を図っているが、平成 30 年度以降は学校からの要請がない。(全ての学校においてカウンセラーが配置(雇用)されていることから、学校内で問題解決が図られているものと思われる。)
------------	--

	内 容	予 定 (令和 4 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校サポート専門家チーム」委員の派遣 ・学校の要請に応じて、「学校サポート専門家チーム」委員を派遣し、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。 	◆学校から要請があった場合、随時実施

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業 名称	人権啓発フェスティバル開催事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
----------	-----------------	------	----------------

概要	身の回りにある、さまざまな人権問題について、県民の理解と関心を深めてもらうとともに、一人ひとりが人権問題の解決に向けて自らの課題として取り組めるよう、「人権週間（12月4日～10日）」を周知するとともに、「明るく、楽しく」を基本とした人権啓発を市町村等の関係機関と協力して実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>県民の「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加体験型イベントで、思いやりの心を育てる。 ・コンサートやショーを通じて、人権問題に対する理解を深める。 <p>【R3年度実績】特設WEBサイト開設 令和3年11月16日～令和4年2月28日（ユーザー数：5,318人、セッション数：9,085回）</p> <p>【R4年度目標】じんけんふれあいフェスタ（こころんフェスタ） 令和4年12月4日（来場者：5000人）</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>広報を工夫し、多くの県民への周知を図り、来場を促す。</p> <p>来場者に「いじめ防止等」について関心を持ってもらえるような啓発内容の工夫が必要。</p>
------------	---

実施 内容	内 容	予 定（令和4年度）
		<p>【じんけんふれあいフェスタ】</p> <p>高知市中央公園で、県民参加型の人権啓発に関するイベントを開催。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては開催方法等変更の可能性あり。</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

事業 名称	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
------------------	------------------------	-------------	----------------

概要	人権啓発の横断幕、のぼり旗を掲出し、青少年を対象に人権サッカー教室及び人権野球教室を開催する。
-----------	---

到達 目標 めざす姿	<p>いじめ等の県民の身近な人権問題に県民が関心を持ち、理解と認識を深めるため、県内のスポーツ組織と連携協力して、広く県民を対象に人権意識の普及高揚を図る。</p> <p>【R3 年度実績】</p> <p>協賛試合 令和3年9月22日 高知ファイティングドッグス（高知球場：来場者 195 人）</p> <p>協賛試合 令和3年12月5日 高知ユナイテッド SC（春野総合運動公園：来場者 518 人）</p> <p>【R4 年度目標】</p> <p>人権野球教室 高知ファイティングドッグス（未定：参加者 100 人） 対象者：主に小学生</p> <p>人権サッカー教室 高知ユナイテッド SC（未定：参加者 100 人） 対象者：主に小学生</p>
---------------------------	--

目標達成に向けた課題	新型コロナウイルス感染症の影響や熱中症等の危険を避けなければならない、子どもが参加しやすい夏休みの開催が困難になってきている。
-------------------	---

	内 容	予 定（令和4年度）
実施 内容	<p>【スポーツ組織との協働事業】</p> <p>子ども達に、チームプレーの大切さや、いじめ問題について理解を深めてもらうため、県内のスポーツ組織（高知ファイティングドッグス、高知ユナイテッドFC）の選手が参加して、人権野球教室や人権サッカー教室を実施。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては開催方法等変更の可能性あり。</p>	<p>期間：令和4年8月～令和5年2月</p> <p>場所：高知球場、学校運動場など</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

事業 名称	人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
------------------	----------------------	-------------	----------------

概要	<p>県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権問題に対する興味・関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりに資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発研修ハートフルセミナー（県民を対象に人権に関する映画の上映会や講演会を開催） ・人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座（企業等の社会的責任と人権についての講演を実施） <p>（※研修内容は派遣先の意向によるため、いじめ防止がテーマとなるとは限らない（11の人権課題よりテーマを選択））</p>
-----------	--

到達 目標 めざす姿	<p>企業、団体、県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権尊重の職場づくり・地域社会づくりに資する人材を育成する。</p> <p>また、研修を通じて企業や団体の人権啓発活動との連携・協力を図っていく。</p> <p>【R3年度実績】人権啓発ハートフルセミナー 開催計4回（参加者：363人）</p> <p>【R4年度目標】人権啓発ハートフルセミナー 開催計4回（参加者：400人）</p>
---------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>人権問題に対する意識の高い方の参加が多い。より多くの県民に対するアプローチが重要であるため、広報について工夫が必要。</p>
-------------------	---

	内 容	予 定（令和4年度）
実施 内容	<p>【人権啓発研修ハートフルセミナー】</p> <p>県民に人権問題に対する興味・関心を深めてもらうことで、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりにつながるよう、講演会や映画上映会を実施。</p> <p>いじめ防止がテーマとなった場合は、「高知家」いじめ予防等プログラムについて、研修会での活用も可能。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては開催方法等変更の可能性あり。</p>	<p>県人権施策基本方針－第二次改訂版－で記載している11の人権課題に沿った内容の講演会や映画上映会等を年4回程度開催する。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	児童相談所等による相談対応	担当課室	子ども家庭課
----------	---------------	------	--------

概要	児童相談所及び市町村の児童家庭相談部署等が、学校等関係機関と連携を図りつつ子どもや保護者からの相談等に対応する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>学校等関係機関と連携強化を図りながら、子どもや保護者からの各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点設置数：R4 7割の市町村（R3 12市町村）</p> <p>児童家庭相談部署とSSWとの定期的な情報共有：R4 全市町村（R3 13市町村）</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>1 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所職員の専門性強化 関係支援機関との連携強化と情報共有 <p>2 市町村における児童家庭相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の活動強化 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 市町村職員の専門性の強化
------------	--

	内 容	予 定（令和4年度）
実施 内容	○児童相談業務	<p>中央児童相談所（27市町村所管）</p> <p>幡多児童相談所（7市町村所管）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談事業（子どもと家庭の110番、年末年始を除く毎日） 児童相談所における休日・夜間における電話対応 各市町村や警察などとの定期的な情報共有
	○児童相談所職員等の専門性の強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の運営等について第三者機関による点検、評価 外部専門人材（弁護士、医師）の活用による体制強化 職員の研修体系表に基づく研修の実施
	○各市町村（要保護児童対策地域協議会）への積極的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の児童福祉担当とSSWとの定期的な情報共有体制の構築による家庭支援の充実 基礎的な支援手順や実践的な援助技術等の研修実施や市町村ケースへの個別指導・助言 子どもと家庭のアセスメント力や支援力の向上を図る多職種連携の実践的な研修の実施 地域の見守り体制強化のため外部専門家による民生委員・主任児童委員対象の研修を実施

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	③地域ぐるみで子どもの育ちを支援 する体制づくり
---------------	---------------------------------	-----------------------------

事業 名称	地域における子どもの居場所づくり	担当課室	子ども家庭課
----------	------------------	------	--------

概要	食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、 「地域で子どもたちを見守る場」として、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ R4年度中に新たに15箇所の子ども食堂を開設する。(R5年度末までに県内120箇所まで拡大する。) <li style="padding-left: 20px;">※R3年度新規開設数：8箇所、R3年度末設置数：88箇所 ・ 支援が必要な子どもたちを適切な支援機関につなげるためのネットワーク構築 <li style="padding-left: 20px;">R4年度：4市町村 ※R3年度：4市 (子ども食堂のある市町村を対象に、子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくりを促進する。)
------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○未開設地域での立ち上げ及び定期的な開催を行う子ども食堂のさらなる拡大 ○支援の必要な子ども等を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築 ○食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援 ○新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策
------------	--

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	○子ども食堂の立ち上げ及び定期的な開催 への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂支援事業費補助金による開設・運営への支援 (広報経費や行事食の提供への支援など補助メニューの拡充) ・ 子ども食堂取組事例紹介シンポジウムの開催(1回) ・ 子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) ・ 未開設地域に所在するあつたかふれあいセンターでの子ども 食堂実施への働きかけ
	○支援が必要な子どもを地域の支援機関 へつなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂とスクールソーシャルワーカーや市町村・市町村 社協など地域の支援機関との情報交換会の開催(4回)
	○見守り機能の充実や家庭の教育力の 向上につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフ養成講座(衛生管理、子育て支援に関する講座)の 開催(4回) ・ 補助金のメニューで子育て・学習支援経費を補助

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止

事業 名称	いじめの防止、思いやりの心を育むための事業	担当課室	高知地方務局 人権擁護課
----------	-----------------------	------	-----------------

概要	人権擁護委員が中心となり、園児、小学生、中学生、高校生を対象に人権教室を実施することで、いじめ等について一緒に考える機会をもっている。更に、小学校高学年、中学生及び高校生については、人権作文コンテストを実施することで、いじめ等について考える機会をもつほか、思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を育む取組を行っている。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>【人権教室】</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による学校への影響を懸念して、人権擁護委員から学校に対して積極的に人権教室開催の依頼はできない状況にあるが、学校からの要請があれば、感染防止対策を施しながら行うというスタンスで学校等に出向いて実施を行った。</p> <p>令和4年度は、できる限り多くの幼稚園、小学校・中学校・高校（特別支援学校を含む。）で実施する（NTTドコモとの連携を含む）。</p> <p>【人権作文コンテスト】</p> <p>令和3年度は、県内小学校45校1,156編、中学校51校4,298編、高等学校7校871編、特別支援学校1校4編の応募があった。県内小学校45校1,156編、中学校51校4,298編、高等学校7校871編、特別支援学校1校4編の応募があった。</p> <p>令和4年度についても、できる限り多くの小・中・高校（特別支援学校を含む。）に参加してもらうよう学校訪問等を通じて呼びかけを行う。</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	取組校数を増やすため、各学校等に対し、人権教室及び人権作文コンテストの更なる普及活動が必要である。
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	県・市町村の教育委員会、人権擁護委員と連携し、人権教室の実施及び人権作文コンテストへの参加を依頼する。	昨年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、積極的に学校に対して訪問依頼することが困難であり、実施回数が減少していたが、本年度は、感染対策を講じつつ、実施回数を増やしていきたいと考えている。
	県・市町村教育委員会と連携し、毎年配布している人権作文集の活用を各学校に依頼する。	人権作文コンテスト高知県大会において、最優秀賞及び優秀賞となった作品について、「人権作文集」を作成しており、これを学校での人権教室などの学校行事等で広く活用いただくよう、校長会等の適宜の機会に働き掛けたいと考えている。
	高知県民に対し、人権作文コンテストを広報するとともに、同コンテスト表彰者に対する表彰式を行う。	人権作文コンテストの実施について、県・市長村教育委員会と連携し、学校内にコンテストのポスターの掲示等を行う。 また、最優秀賞及び優秀賞の受賞者に対しては、表彰式を行うほか、市町村広報誌、ホームページ、新聞及びラジオ放送などにおいて公表することにより、一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業 名称	いじめの早期発見及び被害者の救済事業	担当課室	高知地方務局 人権擁護課
----------	--------------------	------	-----------------

概要	<p>法務省の人権擁護機関（高知地方務局等）では、子どもが相談しやすい体制を整えるために、全国（県内）の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、教員や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、被害者（子ども）の救済に当たっている。</p> <p>また、子どもの人権 110 番（無料）による相談電話の番号の周知・広報活動も行っている。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>【子どもの人権 SOS ミニレター】</p> <p>令和 3 年度は、県内全ての小・中学校（特別支援学級を含む。）に SOS ミニレター用ラックを配備した。</p> <p>令和 4 年度は、高知県内の全て教育支援センターにも SOS ミニレター用ラックを配備し、児童・生徒が必要な時に利用できるような取組を行う。</p> <p>【子どもの人権 110 番】</p> <p>令和 3 年度は、本年 8 月下旬から 9 月上旬にかけて行われた「全国一斉子どもの人権 110 番強化週間」が実施され、期間中には複数件の相談があった。</p> <p>令和 4 年度についても、児童・生徒らに対して「子どもの人権 110 番」の周知・広報を行い、相談しやすい相談機関として取組みを行っていくことにより、いじめの早期発見につなげる。</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>各学校長、教員等においても当該活動の重要性を認識してもらう必要がある。</p> <p>早期救済を図るため、関係機関等との連携体制を強化する必要がある。</p>
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<p>県・市町村の教育委員会と連携するとともに、人権擁護委員が各学校に訪問し、SOS ミニレターの学校への備付けを依頼するとともに、人権教室において、児童・生徒らに周知する。</p>	<p>各人権擁護委員が、学校を訪問し、SOS ミニレターの説明及び児童・生徒らに周知していただくよう、各学校長及び教員らに対して依頼文書を手交している。</p>
	<p>県・市町村の教育委員会と連携するとともに、人権擁護委員が各学校に訪問し、教員及び児童・生徒らに対し、子どもの人権 110 番電話を周知する。</p>	<p>各人権擁護委員が、学校を訪問し、「SOS ミニレター」とともに「子どもの人権 110 番」電話の周知を行う予定である。</p> <p>SOS ミニレターにも子どもの人権 110 番の電話番号を掲載した「子どもの人権 SOS カード」部分があり、児童・生徒がカード部分を切り取り、常時携帯可能である。</p> <p>また、毎年 8 月末から 9 月初めにかけて「子どもの人権 110 番強化週間」として、土日も含めて、通常より長い時間の相談を受け付けている。</p>
	<p>児童・生徒らから届く SOS ミニレターの相談に対応するとともに、いじめ等人権侵犯の疑いのある相談について、関係機関と連携して早期救済を行う。</p>	<p>各種の対策協議会において、関係機関との連携強化を図る。</p> <p>SOS ミニレターは、6 月中旬以降、本年度も順次、各学校に直送される予定であり、上記のとおり児童・生徒らに対して周知するとともに、左記のとおり救済の取組を行う。</p> <p>また、今年度は、学校内だけでなく、県内の教育支援センターにも SOS ミニレター用ラックを配備し、あらゆる児童・生徒が必要な時に利用できるように取り組んでいく。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		③いじめへの対処

事業 名称	非行防止教室	担当課室	少年課
----------	--------	------	-----

概要	学校における非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめの防止等）を実施することで、児童生徒の規範意識の醸成を図りいじめの未然防止を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○学校と共働し、学校の実情やニーズに応じた出前授業を行い、規範意識の醸成を図ることにより、児童・生徒のいじめ防止等に対する意識を高める。</p> <p>○県内の全ての学校で非行防止教室を実施する。(R3 実施率 小学校:68.2%、中学校 57.4%、高校 54.3%)</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○当該事業は、学校からの依頼に基づき実施しているが、類似事業を実施している関係機関もあり、学校・関係機関との連携や情報共有が課題となっている。</p> <p>○情報モラル等、専門的知識も必要となるため、職員の実務能力の向上・育成が課題となっている。</p>
------------	---

	内 容	予 定（令和4年度）
実施 内容	○規範意識の醸成 ・非行防止やいじめの防止、情報モラル等に関する非行防止教室を学校と連携して実施し、児童・生徒の規範意識の醸成を図る。	◇非行防止教室の実施 ・学校関係者と連携を密にとり、学校の実情・ニーズに応じた非行防止教室を実施する。 ・「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版の担当者への周知を図り、実施能力の向上に努める。 ・非行防止教室で実施する一般的内容等について、ホームページやSNS、広報紙等を活用して県民への浸透を図る。
	○保護者等への啓発・助言 ・保護者等に対して、インターネット利用の危険性やフィルタリングの活用に関する啓発を行い、児童生徒の加害・被害の防止に努める。	◇保護者等への情報モラル啓発活動の実施 ・保護者が出席する学校行事に併せて実施する。 ◇いじめトラブルへの助言・指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業 名称	被害少年・加害少年対策	担当課室	少年課
----------	-------------	------	-----

概要	相談専用電話「ヤングテレホン」を通じたいじめの早期発見と、カウンセリング等による被害少年やその保護者等の精神的ダメージの軽減、加害少年への立ち直り支援を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談を受理した場合、内容に応じて、学校等関係機関と連携しながら適切な対処にあたる。 ○関係する児童生徒や保護者の心の安定を図るとともに、日常生活への回復に向けた助言を行う。
------------------	---

目標達成に向けた課題	○相談専用電話「ヤングテレホン」の認知度が低いことが課題となっている。
------------	-------------------------------------

	内 容	予 定 (令和4年度)
実施 内容	○相談体制の整備・充実 ・少年相談専用電話「ヤングテレホン」の的確な受理により、いじめの早期発見・早期対応に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ◇少年相談専用電話「ヤングテレホン」の周知に向けた広報を実施する。 ◇いじめ相談を受理した場合、学校等と連携しながら適切な対処にあたる。
	○いじめへの対処 ・加害少年等に対するカウンセリングを行う。 ・加害少年に対する立ち直り支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◇被害少年やその家族からの要望を受けた場合、被害少年カウンセリングアドバイザーによるカウンセリング等を実施する。 ◇加害少年やその家族からの要望を受けた場合、少年補導職員等による当該少年の立ち直り支援活動を実施する。 ◇状況によって、心理的所見を有する高知少年鑑別所等の知見を活用する。